

仕 様 書

1 適用範囲

本仕様書は、令和8,9,10年度 労働者派遣契約に適用する。

2 就業場所

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）

就業場所①：横浜庁舎

総務部総務課 1 名、総務部管理課 3 名、経理部経理課 1 名、企画部企画課 1 名

住所：神奈川県横浜市西区高島一丁目 1 番 2 号 横浜三井ビルディング 5 階

就業場所②：関西庁舎

関西業務部管理課 2 名

住所：大阪市中央区本町三丁目 5 番 7 号 御堂筋本町ビル 4 階

3 業務内容

- ・書類作成、伝票処理、書類チェック業務
- ・表計算、データ入力編集業務
- ・書類仕分け、ファイリング業務
- ・電話、来客応対
- ・郵便等書類発送業務
- ・役職員の旅費精算業務
- ・新聞記事のクリッピング
- ・その他、庶務全般

4 派遣期間及び人員

就業場所①

令和8年4月1日～令和10年12月31日 1名（総務部総務課）

令和8年4月1日～令和11年 3月31日 1名（総務部管理課）

令和8年4月1日～令和10年12月31日 2名（総務部管理課）

令和8年4月1日～令和11年 3月31日 1名（経理部経理課）

令和8年4月1日～令和11年 3月31日 1名（企画部企画課）

就業場所②

令和8年4月1日～令和10年12月31日 1名（関西業務部管理課）

令和8年4月1日～令和11年 3月31日 1名（関西業務部管理課）

5 就業曜日及び時間

(1)就業曜日 月～金（祝日を除く。）及び機構が指定する休日を除く。

- (2) 就業時間 9時00分～17時25分（実労働時間 7時間25分）
- (3) 休憩時間 12時00分～13時00分
- (4) 時間外労働等 就業時間を超える時間に派遣が及ぶことがあるため、派遣元において労働基準法に基づく時間外及び休日労働に関する協定（36協定）の締結を行い、行政官庁へ届出を行っておくこと。なお、就業時間を延長した場合の単価は、次のとおりとする。
- 就業曜日において1日の就業時間が8時間までは、時間内単価とし、8時間を超えた場合は、超えた分について時間内単価に125/100を乗じた単価とする。
- 深夜（22時から5時）が生じた場合は、時間内単価に150/100を乗じた単価とする。
- 休日出勤が生じた場合は、時間内単価に135/100を乗じた単価とする。
- 休日出勤の深夜（22時から5時）が生じた場合は、時間内単価に160/100を乗じた単価とする。

6 派遣労働者の条件

以下を全て満たす者であること。

- (1) 本労働者派遣契約においては、契約期間中、連続して就業できる労働者を派遣すること。
- (2) 直近3年間でMicrosoft Office Word、Microsoft Office Excelを用いた一般事務作業について2年以上の業務経験があり、電話・接客応対に対応できる基本的なビジネスマナーを習得していること。
- (3) Microsoft Office Specialist（MOS）のWord、Excelの一般レベル（アソシエイト／スペシャリスト）を保有していること又はそれと同等の能力を有するとして受注者が自社の基準等に基づいて確認した者であること。

7 派遣元事業者の要件

以下を全て満たす者であること。

- (1) 上記「6 派遣労働者の条件」を満たす人材の派遣が可能であること。
- (2) 労働者派遣法に基づき、派遣元事業者の講ずべき措置として、派遣労働者の労働条件の向上や教育訓練の機会の確保、その他雇用の安定を図るための必要な措置、福利厚生等の管理が適切に行われていること。
- (3) 厚生労働省による「優良派遣事業者認定制度」の優良派遣事業者の認定を受けていること。また、落札後は速やかにその認定書の写しを提出すること。
- (4) 個人情報保護や情報セキュリティ面の安全性の観点から、ISO27001（ISMS）又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークを保有していること。また、落札後は速やかにその認定書の写しを提出すること。
- (5) 派遣期間途中で派遣労働者が交代する場合、代替者を直ちに手配できること。

8 守秘義務

業務の遂行上知り得た情報（個人情報を含む。）を他に開示、漏洩又は不当な目的に使用をしてはならない。派遣期間終了後も同様とする。

9 その他

- (1) 派遣労働者は、機構が雇用する労働者が利用する施設又は設備（更衣室等）を利用することができる。
- (2) 派遣労働者が、遵守すべき機構の業務処理方法、就業規律等に従わない場合、又は、業務処理の能率が著しく低く、業務目的を達し得ない場合には、派遣労働者への改善指導、派遣労働者の交代その他の措置を講ずべきことについての機構の要請に従うこと。
- (3) 派遣労働者の派遣にあたっては、別途機構からの指示があった場合を除き、遅くとも派遣開始日の2週間前には当該派遣労働者に係るスキルシートを提出すること。
- (4) 仕様書に記載されていない事項については、機構の指示に従うこと。
- (5) 仕様書の記載に疑義が生じた場合には、機構と協議すること。

以 上